

埼玉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要綱

〔 令和 5 年 3 月 1 日
議 長 決 裁 〕

(趣旨)

第一条 この要綱は、埼玉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和五年三月一日議長決裁。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第二条 規程第二条第一項の規定による報告は、請負状況等報告書（第一号様式）により行わなければならない。

2 規程第二条第二項の規定による訂正は、訂正届（第二号様式）により行わなければならない。

(報告の訂正)

第三条 議長は、規程第三条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

2 第二条第二項の規定による訂正届を提出した議員は、報告書の訂正箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第四条 規程第四条第二項の規定による閲覧（以下この条及び第六条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して十五日を経過する日の翌日から、埼玉県議会議事堂一階の議会事務局総務課において、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間（埼玉県の休日（埼玉県条例平成元年第三号）第一条第一項に規定する県の休日（第6条において「休日」という。）を除く。）にすることができる。

2 前項の場合において、議会事務局長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

3 閲覧者は、閲覧受付において、閲覧者記録簿に氏名、住所を記入しなければならない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、第一項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

5 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、第一項及び前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第五条 規程第四条第二項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第三号様式)により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

2 前項の場合において、当該請求をした者は、埼玉県議会情報公開条例(平成十一年埼玉県条例第二号)第十二条の規定の例により、費用を負担しなければならない。

(期限等の特例)

第六条 規程第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第四条第一項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要綱は、令和五年三月一日から施行する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

埼玉県議会議長 様

埼玉県議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

埼玉県議会議長 様

埼玉県議会議員

訂正届

埼玉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

埼玉県議会議員の請負状況の公表に関する規程第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲